

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	予防接種事業			事業コード	0343
所属コード	069300	課等名	保健予防課	係名	保健予防担当
課長名	高橋 悟	担当者名	吉田 泰寛	内線番号	691-6622
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	健やかに暮らせる健康づくりの推進	コード	1
	基本事業	保健・予防の推進	コード	2
予算費目名	一般会計 4 款 3 項 3 目 予防接種事業（003-01）			
特記事項	総合計画主要事業			
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 23 年度
根拠法令等	予防接種法			

(2) 事務事業の概要

- ・ 予防接種法に基づき、乳幼児・児童・生徒及び高齢者を対象に疾病予防を目的として、定期の予防接種を実施（生ポリオ予防接種は 4 月から 6 月まで集団接種とし、9 月から予防接種実施規則の一部改正により不活化ポリオワクチン接種となったため個別接種となった。それ以外は個別接種で実施。）。
- ・ 行政措置に基づく予防接種（任意の予防接種）として、定期予防接種対象外 BCG を実施。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 23 年に予防接種法が、昭和 26 年に結核予防法が制定され組織的に予防接種が実施されるようになる。昭和 33 年・昭和 51 年の法改正で定期接種と臨時接種に分かれる。平成 6 年の大幅な法改正によって義務接種から勧奨接種（接種努力義務）へ移行し、接種体制は指定医療機関での個別接種と市が行う集団接種での実施となる。平成 13 年の法改正で予防接種対象疾病が一類（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風）と二類（インフルエンザ）に区分され、平成 19 年 4 月から結核が一類に追加された。

また、予防接種実施規則の一部改正により、平成 24 年 9 月 1 日よりポリオ予防接種が不活化ポリオとなったため、予防接種はすべて個別接種となった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 19 年春に 10 代・20 代に麻しんが流行したため、平成 20 年 4 月から 5 年間に限り、中学校 1 年生と高校 3 年生に相当する年齢の者を対象として、麻しん風しん混合ワクチンの接種が始まったが平成 24 年度で終了となる。

また、任意の予防接種である子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについて、予防接種法上の定期の予防接種に位置づける方向で検討が行われ、平成 25 年

3 月末に定期接種となることが決定し、次年度から施行となる。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

① 定期の予防接種

- ・市の区域内に居住する乳幼児
BCG (生後 6 月未満), 急性灰白髄炎 (以下「ポリオ」という。) (生後 3 月以上 90 月未満), 麻しん風しん第 1 期 (1 歳以上 2 歳未満), 第 2 期 (小学校就学前 1 年間), 三種混合 (生後 3 月以上 90 月未満), 四種混合 (生後 3 月以上 90 月未満), 日本脳炎第 1 期 (生後 6 月以上 90 月未満)
- ・市の区域内に居住する児童・生徒
日本脳炎第 2 期 (小学校 4 年生), 二種混合第 2 期 (小学校 6 年生), 麻しん風しん第 3 期 (中学校 1 年生), 麻しん風しん第 4 期 (高校 3 年生)
- ・市の区域内に居住する高齢者
インフルエンザ (65 歳以上の高齢者及び 60 歳から 65 歳未満までの心臓, じん臓, 呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する者)

② 任意の予防接種 (行政措置に基づく予防接種)

- ・市の区域内に居住する乳幼児
定期の予防接種対象外 BCG (生後 6 月に達するまでの期間に医学的に接種が不適当であると判断された 1 歳未満の者)

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 個別接種 (BCG, 麻しん風しん, 四種混合, 三種混合, 二種混合) により実施している予防接種に係る接種対象者総数 ※日本脳炎については平成 17 年度から積極的勧奨を控えており, 対象指標から除く。	人	26,172	25,691	26,000	25,900	30,800
B-1 集団接種により実施しているポリオの接種対象者数	人	4,987	5,231	5,200	4,906	-
B-2 個別接種により実施しているポリオの接種対象者数 (年度途中で予防接種実施規則の変更の為)	人	-	-	-	4,906	A に統合
C 高齢者インフルエンザの接種対象者数	人	62,852	63,793	64,000	66,177	67,000

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

【事業内容】

- ・ 定期の予防接種
- ・ BCG・麻しん風しん・不活化ポリオ (9 月 1 日より実施)・四種混合 (11 月 1 日より実施)・三種混合・二種混合・日本脳炎を個別接種として盛岡市医師会等に業務委託して実施。
- ・ ポリオは, 生ポリオ接種が 4 月~6 月集団接種として接種会場を設けて医師・看護師・事務員を編成して実施し, 予防接種実施規則の一部改正により 9 月から不活化ポリオ接種となったため, 盛岡市医師会等に業務委託し個別接種として実施。

※24 年度 9 月より集団接種から個別接種に移行したため H26 の対象指標未記入

- ・高齢者インフルエンザは個別接種として盛岡市医師会等に業務委託し、自己負担を徴して実施（低所得者等は無料で実施）。
- ・任意の予防接種（行政措置に基づく予防接種）
- ・定期の予防接種対象外の BCG は、保護者からの申請に基づき、生後 6 月に達するまでの期間に医学的に接種が不適当であると判断された 1 歳未満の者に対して、市が接種費用を全額負担。

【周知方法】

- ・乳幼児の予防接種については、赤ちゃん手帳、広報・市ホームページで周知。
- ・児童・生徒については、学校を通じて保護者に通知。麻しん風しん第 3 期・第 4 期は個別通知。
- ・高齢者インフルエンザについては、広報・市ホームページ、予防接種実施指定医療機関にポスター掲示により周知。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 個別接種(BCG, 麻しん風しん, 四・三種混合, 二種混合)により実施している予防接種に係る被接種者数	人	24,611	24,397	24,800	24,612	30,000
B-1 集団接種により実施しているポリオの被接種者数	人	4,424	3,609	3,650	1,399	-
B-2 個別接種により実施しているポリオの被接種者数	人	-	-	-	2,737	A に統合
C 高齢者インフルエンザの被接種者数	人	35,133	35,617	36,000	35,043	37,800

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

被接種者及び保護者が予防接種の必要性を理解し、被接種者が予防接種を受けることによって、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止することができ、健康が維持される。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 乳幼児等の個別接種の対象者に対する被接種者の割合	■上げる □下げる □維持	%	94.0	95.0	95.4	95.0	96.0
B-1 乳幼児の集団接種の対象者に対する被接種者の割合	■上げる □下げる □維持	%	88.7	71.5	70.2	28.5	-
B-2 乳幼児の個別接種の対象者に対する被接種者の割合	■上げる □下げる □維持	%	-	-	-	55.8	-
C 高齢者予防接種の対象者に対する被接種者の割合	■上げる □下げる □維持	%	55.9	55.8	56.3	53.0	56.5

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	3,404	3,988	3,704	3,666
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	363,119	425,530	417,986	513,684
	⑤その他()	千円	36,858	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	403,381	429,518	421,690	517,350
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	8,000	8,000	8,000	8,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	32,000	32,000	32,000	32,000
計	トータルコスト A+B	千円	435,381	461,518	453,690	549,350
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

市民が病気にならないように、各種予防接種を行うことにより、感染症の発生・流行の予防ができ、健やかに暮らせる健康づくりに結びついている。

② 市の関与の妥当性

予防接種法に基づく法定事務であることから、市がやるべき事業である。

③ 対象の妥当性

予防接種法に基づき、市民を対象とした法定事務であることから妥当である。

④ 廃止・休止の影響

予防接種法に基づき、実施している法定事務であり、市民が安心して暮らせる健康づくりに大きな影響を与えることになる。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

予防接種法に基づき、市民に対して実施していることから向上の余地はない。

(3) 公平性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

市民が同じ年齢で受益する機会があるため公平・公正である。

(4) 効率性評価

個別接種及び集団接種とも予防接種対象者等に接種の必要性を周知し、法定事務として実施していることから事業費や人件費の削減はできない。(ただし、平成 24 年度 9 月から予防接種実施規則の改正により集団接種がなくなった。)

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

予防接種法に基づく事務事業であることから、現状を維持する。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

特になし。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

予防接種法等に基づく事業であり，市民の健康の保持を支援し，疾病の予防及びまん延防止のためにも継続する必要がある。

また，定期予防接種及び任意の予防接種についての，国の動向を注視していく必要がある。